

九条と一体となって狙われる二十条改憲への鋭い批判

収められている文章が、まず、「信教の自由と政教分離に関する司教団メッセージ」(日本カトリック司教団)、「自民党新憲法草案を検証する」(谷大二)、『国是』と迫害 歴史上より再考察(渡部脩)そして「戦前・戦中と戦後のカトリック教会の立場 一九三六年の布教聖省指針」祖国に対する信者のつとめ『再考察』(岡田武夫)、さらに「信教の自由と国家」(高見三明)。(これを見ると、「信仰者」ではない私(たち)のような人間にとつて手にしたいような書物とは思えない。しかし、実はそうではないようだ。

憲法二十条の改憲をめざす自民党新憲法草案に対する鋭い批判が、そこにはつめこまれている。「あとがき」で松浦悟郎はこう書いている。

「信者の子どもたちが靖国神社参拝を強要されたら、私たち司教は司牧の責任者としてどう対応したらよいのだろうか」という質問が出され議論になったことがあります。これは戦時中のことではなく、二〇〇六年の司教総会での話です。まさか、と思う人が多いと思いますが、本書で説明されているように、もし憲法二十条が自民党草案の通りに変更されると、この話は一気に現実味を帯びてきます。『靖国神社で日本のために亡くなった人に哀悼の誠を尽くす』のは宗教的行為ではなく、「社会的儀礼」であると解釈さえすれば、公立の学校の生徒が全員で靖国神社を訪問することは憲法違反にはならなくなるからです。厳しく政教分離を定めた現憲法があるにも関わらず、強引に首相が靖国参拝をくり返し

てきた理由がそこにはあることを思えば、教育の現場で子どもたちに、あるいは公務員に対する参拝強要が当然考えられることです。人間の尊厳に含まれる信教の自由や思想信条、表現の自由などすべて公(国家)の前に条件つきになりかねないのです。

非宗教的「社会的儀礼」を自称する国家神道にのみこまれ、信教の自由を自ら踏みじり、植民地支配・侵略戦争に加担してしまった自分たちの過去の歴史を批判的に踏まえ、現状の新たな国家主義(戦争)の時代に対決しようという意思が、収められている論文すべてから読みとれる。

信仰者ではない私でも、侵略賛美の戦争神社参拝などマッチョメンである。信教の自由は思想信条・表現の自由とまちがいに連動している。だから、事は信仰者だけの問題ではないのだ。

それに、谷論文の自民党新憲法草案二十条三項は政教分離規約をゆるめるだけにみせて、この原則を全面的破壊する「恐るべきトリック」に充ちていることを批判的に解読して見せている点に端的に示されているように、信仰者ならではの緻密な批判が具体的にいくつも提起されているのである。

改憲問題については九条(絶対平和主義)の改憲のみを論じる傾向が支配的であるが、九条と二十条改憲はセットなのである。そのことが、信仰者でない私にもよく読みとれる好著である。

メディア紹介

日本カトリック司教協議会社会司教委員会・編
『信教の自由と政教分離』



反安保案 天野恵一

発行：カトリック中央協議会／B6判／一〇ページ／本体六〇〇円
問い合わせ先：カトリック中央協議会(TEL03 5632 4411)